

ジェネリック医薬品の積極的な活用を!

～ 上手に活用してお薬代の節約をしませんか～



ジェネリック医薬品は…

厚生労働省が、
先発医薬品(新薬)と
同等と認めた医薬品
です。

先発医薬品(新薬)の特許
満了後に開発されるため、
開発期間が短く、開発費用
も少ないため安価な価格
が可能となります。

先発医薬品(新薬)の2割～7割
程度の価格ですので、皆さんの
自己負担が少なくなり、
“お薬代の節約”が
できるのです。

※飲み薬だけでなく、点眼薬や軟膏などの外用薬、
点滴用薬などもあります。ただし、すべてのお薬
に対応できるわけではありません。また、病気の
症状などにより先発医薬品(新薬)が適切な場合
もあります。

ジェネリック医薬品のご利用にあたっては、
医療機関等において、医師・薬剤師と
よくご相談ください。



ジェネリック医薬品に興味をお持ちの方は、
下記のサイトにアクセスしてみてください。

日本ジェネリック医薬品学会ホームページ
「かんじゃさんの薬箱」

<http://www.generic.gr.jp>



★本組合では、組合員の皆さんのお薬代の負担軽減や短期財政の健全化につながることから、ジェネリック医薬品の利用促進に取り組んでいます。ご協力よろしくお願いします。

組合員証等の 取り扱いについて

「組合員証」や「組合員被扶養者証」等は、皆さんが医療機関で受診する際、
共済組合の組合員や被扶養者であることを証明する大事なものですから、

大切に保管し紛失しないように、取扱いには十分にご注意ください。

▶ もし紛失してしまったら…

- さまざまなトラブルのもとになりかねませんので、直ちに警察へ届け出てください。
- 所属所の共済事務担当課を通じて、本組合に再交付の申請を行ってください。
(組合員証等は、破損や汚損の場合にも再交付することができます。)

▶ 組合員の退職や被扶養者の資格喪失などにより必要でなくなったら…

- 直ちに、所属所の共済事務担当課を通じて、本組合へ必ずご返却ください。
- 資格喪失後は、絶対に使用しないでください。
(使用された場合には、資格喪失後の受診にかかる医療費について返還していただくこととなります。)



公務上のケガや病気は

組合員証で受診できません

公務や通勤によるケガ
や病気の治療は、地方公
務員災害補償基金で療
養補償が行われるため、
本組合からは給付できな
いことになっています。

このため、ケガや病気の原因が「公務」や「通勤」によるものであることが明らかな場合には、組合員証は使用できません
ので、医療機関の窓口で『公務上』であることを申し出てください。

※一部の医療機関では、公務上と認定されるまでの間は、組合員証を使用した保険診療の扱いをする場合がありますので、この場合は医療機関の指示に従ってください。
※公務や通勤によるものと判断できない場合は、一時的に組合員証で受診して構いませんが、公務上と認定されたらすぐに療養補償に切り換えるよう医療機関に申し出てください。